

## 岡山県人権教育推進委員会第5回会議のまとめ

日 時： 平成13年8月29日(水)

本日の話はこの基礎調査についてでありまして、前回人権教育推進上の課題把握ができるものに再構成していく必要があるが、再構成の必要性和、調査内容の2点について御審議いただきたいと思ひます。

調査の必要性、生かし方ということでは、同和問題をはじめとする人権課題の解決を目指すためには、指針でも示されている通り、教育・啓発が必要であることや、人権教育の推進に関する指導を充実するためには、実態の把握が必要であること。また、様々な人権問題にかかわる学校内での課題や地域課題を把握し、加配や条件整備等適切な支援をする必要があることです。

効果的な行政施策をするためには、市町村、学校等の要望や実情を把握して、的確に施策に生かすことが必要であることや、人権教育の推進に関する総合的な課題把握を行う調査は他にないということ、即ち、人権政策推進指針に基づき、人権教育を推進していくためには、その拠り所となる基礎資料が必要であるということだろうと思ひます。

調査内容について、対象は、学校及び市町村として、基礎調査のように数字を記入する調査方式ではなく、記述式を考えていく。また、学校の人権教育の推進状況、具体的には推進体系や取り組み内容等を把握するもの。学校内外の人権教育推進上の課題を把握する、具体的には、指導内容や取り組んでの課題、また児童生徒や地域の課題などについて書いていただくもの。さらに、学校や市町村の推進上の要望、具体的には、人権教育を推進するための加配や情報提供・条件整備等についても記入していただくものにしたらどうかと思ひます。

そして、課題が大きいところについては、ヒアリングを実施する方法もあるのではないかと考えます。

人権課題を解決するには教育啓発が必要だということは自明のことですが、それを充実するためにはまず実態の把握、これは児童生徒とかの対象ではなくて主体の側がどういう指導を行っているのか、指導の実態を把握することが必要であると思ひます。また、加配をしたり条件整備をするためにはどういうふうな実態であるのか、どこに課題があるのかを知らなければならない。その次のところでは学校あるいは市町村で今後人権教育を推進していくためにこのような支援をしてくれという要望をつかんでおかなければならないということなんです。

従来の基礎調査は、数値の記入で、把握している範囲でということでした。来年度以降、数で把握するというのは難しくなる。学校としては、人権教育推進上の課題を持っている。いろんな課題を記述式で書くというのは、学校としては非常に書きやすい調査になるのではないかと思います。

確かに数字だけという量的なものではなく、質的な分析というものが大事だと思います。地域が抱えている問題はこれだというような文章で書かれていると要望事項もそこに出てくる。

同和地区の児童生徒は法がなくなっても部落差別によって被害を被っている。あるいは被害を被るかもしれない児童生徒というのはいるわけですから、これは今まで通り平素の教育活動の中でそのような児童生徒の把握というのは当然やっていかねばならない。同時に在日の人たちの在籍する学校とかあるいは児童虐待の問題とかさまざまな人権課題があるわけで、そういうことを学校が把握する中で記述式で把握をし、集約をしてみてもいいと思います。

それでは次に進路保障事業等のことについて話を進めさせていただきたいと思います。第1番は、同和地区の子どもたちを対象とした学習会等の取り組みがなされておりましたが、今後は同和地区に限定せず一般対策として行うようになる。これをどのようにしていくかということです。2番目は教育集会所などで同和地区内外の交流促進事業が実施されてまいりましたが、この取り組みも一般施策になった場合にはどのような施策が考えられるだろうかということです。3番目は同和地区の生徒の皆さんに地域改善対策奨学金制度というものがございました。これを法後はどのような扱いにしたらよいかご意見をいただきたい。

今後取り組みが必要な課題は何かという点では、進路保障では、高校進学率などに見られるような教育上の較差の大きい地域では、引き続き進路保障が必要であるし、また、推進指針にも指摘があり、多くの方から指摘のあるのは、将来の自立、自己実現に向けて、目的意識、積極的な生活態度など、生きる力を身に付けることが必要であるということです。さらに、地域や家庭の教育力を育てること。そのための支援が必要であることが上げられると思います。

同和地区に限定できないとすると、どのような枠や取り組みが考えられるかということ、地域課題ということでは、同和地区だけでなく、例えば、外国人が多く居住する地域など、教育上配慮を必要とする地域があります。同和地区以外でも自立に向けての課題はあります。

交流促進では、今後の人権教育・啓発の推進に当たっては、同和地区住民だけでなく、障害者・高齢者・外国人等との交流の機会が必要であると思います。

地域改善対策奨学金については、平成13年度末で「地対財特法」が失効するため、平成14年度からは特別対策としての新規の貸与は行わないこととなっている。しかし、高校・大学への進学率にみられる教育上の問題があることから、一般奨学事業で対応する必要があると考えます。

生きる力という話がありましたが、確かに最近学歴は高くなったが、それが生きる力につながっているのかということが疑問になってきています。学歴が高くなったら生きる力が強くなるかということも必ずしもそうではないということで、本当の生きる力を育てるためにはどのようにしたらいいか。それには自分というものの潜在能力を存分に発揮させて、そして自分が生きてきてよかったなというところまで完全に自分を表現することができるようになることです。そのためには目的意識がはっきりしておかなければいけない。これらをどのように身につけていくかという問題も考えなければいけないと思います。

教育というものは家庭と地域と学校が一緒になって子どもを育てていくわけですから。今までも同和教育の実践の中ではその点が重視されてきたと思うんですが、その地域のもつ教育力というものをどのように高めていくかという視点も重要だと思います。

交流については、従来の同和地区と隣の地域との交流だけではなく、ある場合は、ハンディを持っていらっしゃる人との間の交流ということが非常に大事な教育の機会であり教育の場になるのではないかと思います。ハンセン病問題が注目されておりますが、この間も実際に長島愛生園に行ってみてそこに住んでいる人たちと交流することによってこれは貴重な勉強になったという話がありました。

法切れとなる今後は、同和地区の子どもだけではなく、一般施策の中で人権上の問題で較差の出た生徒たちの自立促進の取り組みをするという、そういうものが必要になるのではないかと思います。

進路保障については、学校教育の充実ということで、人権教育主事をつくって、先生を派遣してもらおうとか、TTを増やしてもらおうとかして、子どもの学力だとか進路に向けてのより一層の充実をしていくことも必要なのではないかと思います。

集会所での交流促進事業については、その集会所で教室や講座の発表をします。その時に地域の方々にも出てきてもらって交流するわけです。ですからその交流促進事業は、集会所のあるところでやったことを地区の公民館だとか生涯学習発表大会そういうところへどんどん出してもらったり、中央公民館で教室があるものに参加するというような形でいけばよいのではないかと思います。

教育集会所は社会教育施設なので、社会教育施設であって同和地区内にある施設すなわち同和地区内の人権センターと位置づけられるのではないかと思います。法が切れると同和地区に限定した事業ができない。すなわち一般施策で的確に対応するということになるので、教育集会所そのものの運営等が問われてくる。ですからその支援の仕方については、交流促進であれば、同和地区に限らず他の地域も含めてということも考えられます。

特別対策としてではなく、地域のニーズがあってこの地域の子どもたちに対しては生きる力をつけるための学習会が必要なのだという要望が地域から出てくれば、それは一般施策でできるのではないのでしょうか。ただし地区の子どもに限定したとか何々に限定したということではなくて。

指針では、教育集会所等の社会教育関係諸施設については、交流を目指した教育・文化活動やボランティア活動、地域課題解決のための活動等の促進を図るよう、人権の視点に立って有効な活用に努めると述べられています。

教育集会所を含め、従来ある施設を利用しながら一般対策の中でこれをどう活用するかということです。学習会については、数学とか英語とかだけでなく、例えば地域の歴史を学んでいく中で、学び方や考え方まで身につけていくというように、活動の中身を工夫していくことによって、生きる力の育成につながってくると思います。

地域の方々にも協力していただき、そういうところに参加してきてもらって、生きた知恵というものを反映してもらえらば、地域の教育力の活性化にもなるのではないのでしょうか。人権教育の方針に合致したものにしていくために、教育集会所の活動の中にどういうことを盛り込んでいくかということを考えていくことが大切だと思います。

生きる力の育成のためのカリキュラムを考えていくことも大切ですし、その指導者は、学校の先生だけでなく、いろいろな専門分野の方をお願いすることについても考えてみるべきではないでしょうか。

交流体験については、これは大切なことで、今後の人権教育啓発の推進に当たっては障害者、高齢者、外国人などとの交流の機会が必要ではないか。具体的に技術論はまたとして、基本的方向としてはこういうさまざまな異なる条件、体験をお持ちの方の交流が正しい人権意識の向上のために大事なことだという点で共通理解できると思います。

奨学金のことですが、岡山県の場合、地域改善対策奨学金の額が大きくありま

すが、これがなくなってくれば、一般の岡山県育英会の奨学金を受けなければならなくなる。今までの人員を当然増やしてもらわねばならない。

育英会等で対応していくということになれば、応募資格なり基準が同和対策の奨学金では違う。育英会はやはり学力的なものがかなり高い数値の基準で示されていることや、経済的事情による就学困難なものという形で出てきていますので当然一般対策で対応するとなればこの育英会なりその他の奨学金の応募資格なりそこらの基準を考えていただかなければいけないという気がします。

学業成績優秀という枠をはめられるとちょっとこれは差別を受けておった結果、学業に専念できないような状態も良くあるわけです。この点は学習の意欲があるところを評価してもらったらいんだけどあまり成績優秀というのでやるとちょっと問題があるということです。

同和地区だけでなく先ほどから言われております在日あるいは外国人の問題というのは幅が広くなりますけれども、何らか不利な状況に置かれている人は特別の措置をするという形での公正さということを考えてもいいのではないのでしょうか。

成績優秀というのは結果論になる。目標をもって到達しようとする意欲がある人というのは育てなければならない。ここのところは配慮しておいていただきたいと思います。

ただ今までの協議を踏まえまして中間まとめのための起草委員会ができますので、そこで今まで議論したものは十分反映していただくということで、議論していただくということで一応終わらせていただきます。

10月末に中間のまとめをいたしますので、起草委員の皆さんをお願いしなければいけません。その委員の皆さんによって作業を進めていただくわけですがこの委員会委員の皆さまの中から6人の方をお願いを申し上げたいと思います。そこでご指名させていただきますが、森崎委員，森川委員，佐藤智水委員，佐藤正典委員，平松委員，吉岡委員，この6名の方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。